- 第1章 -

計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格

第3節 計画の構成と期間

第4節 策定のプロセス

第1節 計画策定の趣旨

本県では、「第3期千葉県教育振興基本計画(令和2年度~令和6年度)」(以下「第3期計画」という)に基づき、「ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる」「ちばの教育の力で、『自信』と『安心』を育む学校をつくる」「ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える」「ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、『楽しい』『喜び』に満ちた豊かな社会を創る」の4つの基本目標の達成に向け、各種教育施策を推進してきました。

第3期計画の期間中には、自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、 国際情勢の不安定化という、予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が生じ、学校の教育活動への 影響や学びの変容がもたらされました。

また、いじめや不登校など、子供たちが抱える困難はますます深刻化・多様化し、支援に当たる 教員の負担が増大する一方で、教員志願者の減少に伴う教員不足が続くなど、学校現場の厳しい状況 が大きな課題となっています。今後、人口減少や少子化の進行、情報通信技術の更なる進展などが 見込まれる中で、一人一人の豊かな人生と持続可能な地域社会の実現に向け、教育の果たす役割は ますます重要となっています。

こうした背景を踏まえ、今後の千葉県教育の目指す姿とそれを実現するための施策を取りまとめた 「第4期千葉県教育振興基本計画」(以下「第4期計画」という)を策定しました。

第2節 計画の性格

本計画は、10年後の「千葉県教育の目指す姿」を実現するための計画であり、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、本県の政策の基本的な方向を総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の計画である千葉県総合計画の教育分野における個別計画としての性格を有しています。



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想編|と「実施計画編|で構成しています。

(1) 基本構想編

千葉県教育の課題と取り組むべき視点を整理した上で、「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る『人』の育成」を基本理念として掲げ、その実現に向け、3つの基本目標と10年後の千葉県教育の目指す姿を記載しました。

(2) 実施計画編

基本構想編に掲げる基本目標と千葉県教育の目指す姿を実現するため、施策横断的な視点を掲げる とともに、令和7年度から令和11年度までに実施する、幼児期から高等学校までの教育及び生涯学習 に係る施策と主な取組を体系的に整理しました。

第4節 策定のプロセス

第4期計画策定に際し、学識経験者や産業界の代表等による有識者会議を令和5年度に設置し、本県教育の目指すべき方向性や施策の在り方などについて御意見を伺うとともに、市町村教育委員会や関係団体、保護者を含めた県民の皆様や教員養成系大学の学生からアンケートで御意見をいただいてきました。さらに、中学生・高校生との交流会を開催し、生徒の声に耳を傾けながら、基本目標や千葉県教育の目指す姿の検討を行ってきました。

また、基本目標や千葉県教育の目指す姿の実現に向け、教育施策や具体的な取組について検討するため、基本目標ごとに専門部会を設置し、ここでの意見を踏まえるとともに、国の第4期教育振興基本計画を参酌しつつ、パブリックコメントなど、多くの県民の意見を反映しながら、第4期計画を策定しました。

